

社会福祉法人 三木市社会福祉協議会
介護保険サービス事業所における虐待防止指針

私たちは、当事業所をご利用いただく全ての利用者、相談者の人権を尊重し、対人援助専門職として過不足のない良質なサービスを提供するために、以下の虐待防止指針を定めて日々の業務で実践いたします。

- 一、対人援助専門職として正しい人権知識を身に付けます。
- 一、利用者、相談者に対して常に敬意をもって接します。
- 一、不快や苦痛に思われるような言動は厳に慎みます。
- 一、虐待と思しき態度、行為、言葉づかいは行いません。
- 一、職場内に虐待事例が発生した場合は、職員全員で解決、改善するために知恵を結集し、再発防止に努めます。

令和5年9月
介護保険サービス事業所における虐待防止委員会